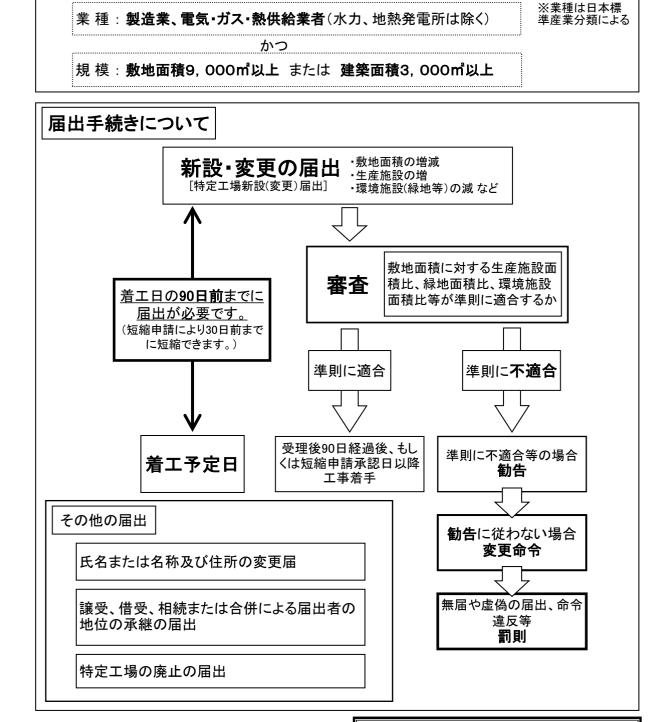
工場立地法の届出の仕組みについて

届出の対象

工場立地法により、特定工場の新設または一定規模以上の変更をしようと する時は、届出をしなければなりません。



問い合わせ先 福井市役所商工労働部 企業立地推進室 まで 電話0776(20)5143 FAX0776(20)5323 http://www.city.fukui.lg.jp/

工場敷地の考え方について

工場敷地

緑地を含む環境施設 面積が敷地の面積の 25%以上(工業団地の 場合は特例あり)

業種によって生産施設面積率は10%~65%

25%のうち緑地面積が 敷地の面積の20%以上 (工業団地の場合は特 例あり)

生産施設面積(工場面積)

その他の施設面積(事務所、倉庫、駐車場等)

緑地及び環境施設面積(屋上緑地、壁面緑地、緑化ブロック等)

業種による生産敷地面積

	業 種 の 区 分	敷地面積に対する 生産施設の面積の割合
	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びに ボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七 宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

届出に必要な書類

様式第1	・特定工場新設(変更)届出(一般用) どちらか
様式B	- 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)
別紙1	・特定工場における生産施設の面積
別紙2	・特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
別紙3	・工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 (工業団地に立地する場合)
別紙4	・隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 (工業集合地の特例を受ける場合)
様式例第1	-事業概要説明書
様式例第2	・生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
様式例第3	•特定工場用地利用状況説明書
様式例第4	・特定工場の新設等のための工事の日程